

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 8 日

大阪地方裁判所堺支部執行係

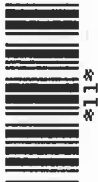
裁判所書記官 皿 海 光 歩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 27 日から 令和 7 年 9 月 4 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 9 月 25 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 8 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後 5 時までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 520, 000 1, 216, 000	一括	310, 000	12, 107	3, 478
1	590, 000				
2	930, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 羽曳野市向野一丁目 |
| | 地 番 | 36番11 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 100.89平方メートル |
| 2 | 所 在 | 羽曳野市向野一丁目36番地11 |
| | 家屋 番号 | 36番11 |
| | 種 類 | 作業場・居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 46.37平方メートル
2階 23.18平方メートル |
| | (現況) | |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月26日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 皿 海 光 歩

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり
 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし
 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし
 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。
 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし
-

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 羽曳野市向野一丁目 |
| | 地 番 | 36番11 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 100.89平方メートル |
| 2 | 所 在 | 羽曳野市向野一丁目36番地11 |
| | 家屋 番号 | 36番11 |
| | 種 類 | 作業場・居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 46.37平方メートル
2階 23.18平方メートル |
| | (現況) | |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |



令和 7年(ケ)第 21号
令和 7年 3月17日受理
令和 年 月 日提出
7.4.18

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 谷 本 雅 則

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 羽曳野市向野一丁目 |
| | 地 番 | 36番11 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 100.89平方メートル |
| 2 | 所 在 | 羽曳野市向野一丁目36番地11 |
| | 家屋 番号 | 36番11 |
| | 種 類 | 作業場・居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 46.37平方メートル
2階 23.18平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	大阪府羽曳野市向野1丁目3番8号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☒ 構造：木造スレート葺2階建 ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居・作業場として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ある [保管開始日 ☐平成・☐令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 所有者の氏
- (2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に適宜概測したところ、その形状は別紙土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積とほぼ一致すると思われるが、隣地との境界が明確でない部分もあるため、正確には専門家による測量等を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地となっており、南側にて幅員 4 m 以上の建築基準法上の道路に接している。
- (3) 目的土地にある樹木の枝葉が南側道路にはみ出している。
- (4) 別紙土地建物位置関係図（概略）のとおり、北端にコンクリートブロック塀と木造の枠組にプラ波板を付けた屋根囲い（簡易工作物）が設置されている。
- (5) 目的土地の南東付近の隣地上にゴミ置場がある。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は別紙間取略図のとおりであり概ね公簿面積と一致する。
- (2) 室内の状況は別紙添付写真のとおりであり、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、仏壇等の家財道具や日常生活用品及び作業台、ミシン等の動産類が存在し、現に住居・作業場として使用されている。
- (3) 外壁の所々に亀裂の補修跡、2 階各和室の壁の所々に亀裂や畳の浮き沈み、同南側和室の天井に雨漏り跡のシミや壁の損傷、同北側和室の襖に取手の欠損があり、さらには 2 階のほぼ全般にわたってわずかに傾きがあるように感じられるほか、経年（築 55 年以上）と相まって全体的に劣化・損耗が進み老朽化してきていると思われる。

4 その他の状況について

特になし

以 上

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 目的建物は私が住んで使っています。ほかに他人に貸しているような部分はありません。 2 5年以上前にあった大きな台風の際、目的建物の屋根やベランダが被害を受けましたので、いずれも修繕して屋根はスレート葺きに変えました。2階の雨漏り跡はその時に生じたものです。 3 私はもう何十年もほとんど2階を使っていないので、特に2階については色んな傷みが生じてきていると思いますし、少し北向きに傾いてきているかもしれません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述，提示文書および立入調査の結果から，目的建物は所有者が住居及び作業場として使用，占有しているものと認める。

以 上

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 3月18日 14:55-15:15	大阪法務局富田林支局	公図等調査
R7年 3月18日 16:00-16:10	羽曳野市役所	道路関係調査
R7年 3月27日 15:00-15:15	物件所在地	物件及び占有調査, 所有者と面談, 照会書等交付
R7年 4月 7日 14:10-14:15	執行官室	所有者に電話して事情聴取(立入日時調整)
R7年 4月11日 9:40-10:30	物件所在地	立入調査(評価人帯同), 所有者と面談, 回答書受領
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

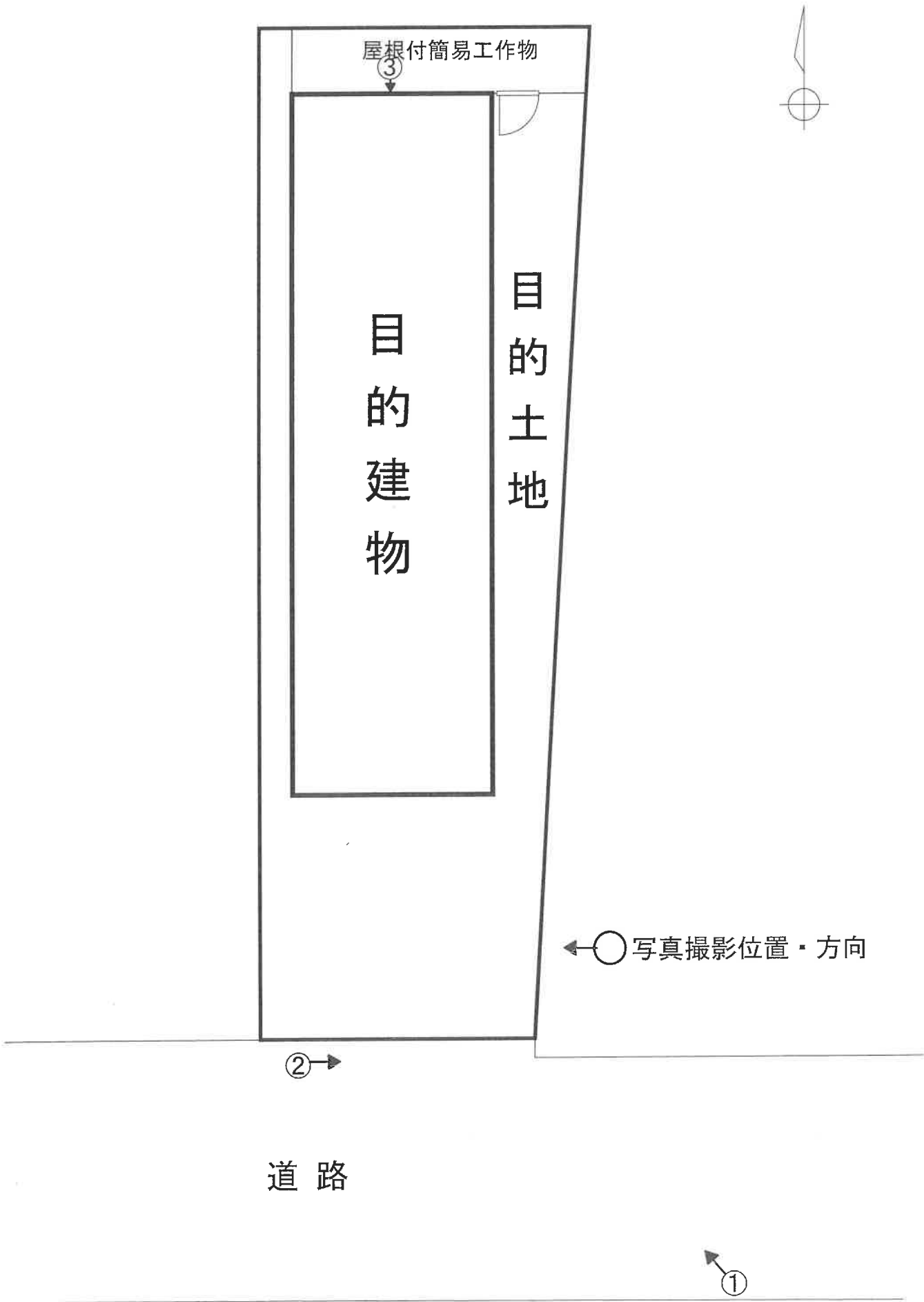
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

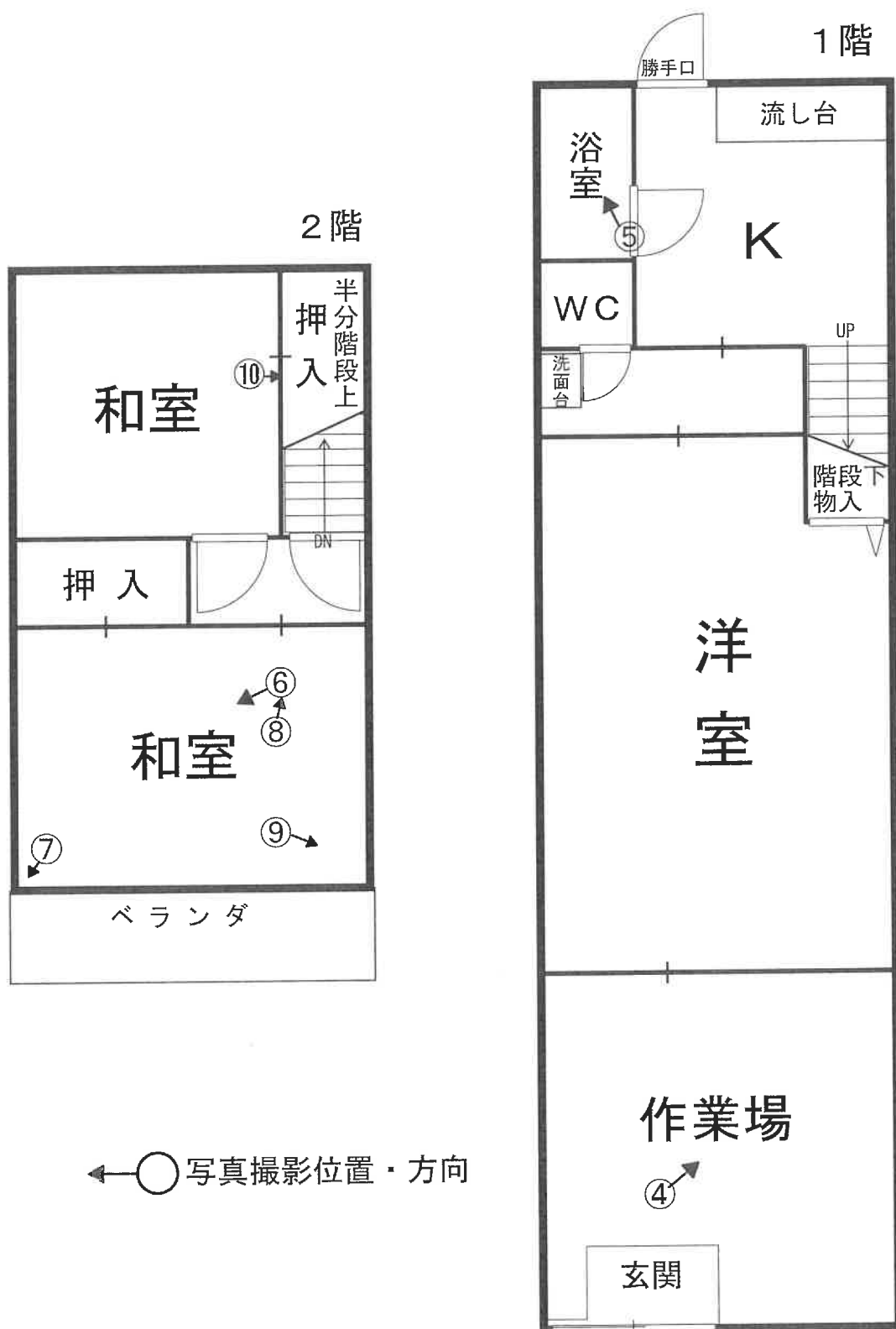
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

土地建物位置関係図（概略）

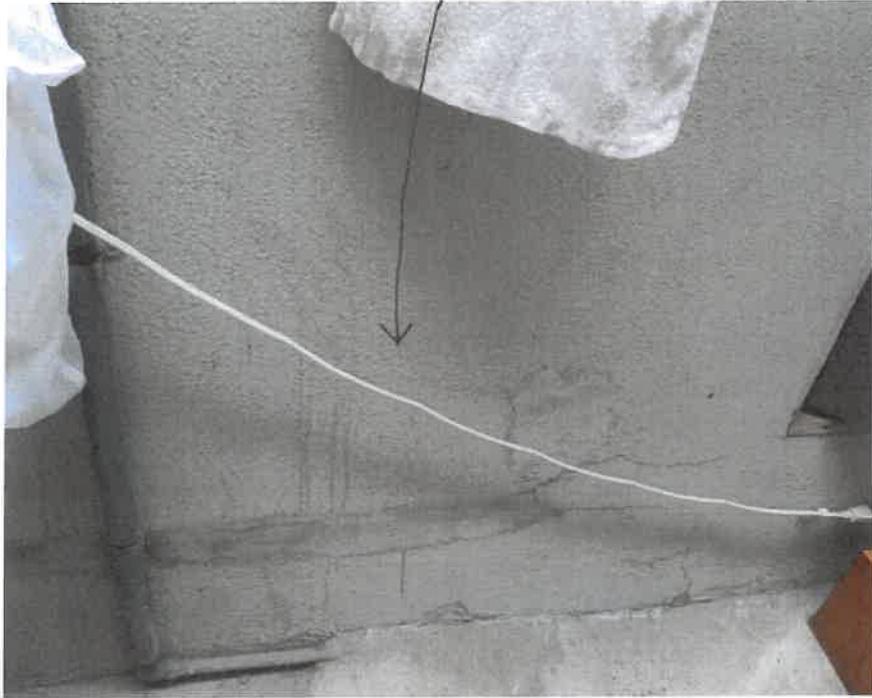


間 取 略 図





外壁にある亀裂の補修跡



③



④

⑤



壁の損傷をカバーして貼っている布

⑥



⑥のカバーの下の壁の損傷部分



⑦

雨漏り跡のシミ



⑧

壁にある亀裂



9

襖の取っ手の欠損



10

令和7年（ケ）第21号
令和7年4月11日 現地調査
令和7年5月7日 評価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評価書

（土地付建物）

評価人 不動産鑑定士

绪方正弘

第1 評価額

一 括 価 格			
金 1, 520, 000 円			
内 訳 価 格			
物件 1	金	590,000	円
物件 2	金	930,000	円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番 号	特 記 事 項		
1・2	・目的土地の形状等は、法務局に備え付けの地積測量図と概ね一致するものと思われるが、隣地との境界が明確でない部分もあるため、正確には専門家による測量等を要する。 ・目的土地上にある樹木の枝葉が南側道路にはみ出している。 ・目的土地の北端にコンクリートブロック塀と木造の枠組にプラ波板を付けた屋根囲い(簡易工作物)が設置されており、その中にはスチール物置(動産)や洗濯機などが置かれていた。 ・建物図面と目的建物の形状等は概ね一致した。なお、目的建物の公簿上の構造は「木造瓦葺2階建」であるが、現況は「木造スレート葺2階建」である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	近鉄南大阪線「高鷲」駅 南西方 道路距離 約850m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中小規模戸建住宅のほか共同住宅等も見られる住宅地域。今後、格別の変動要因はないので、当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用 途 地 域	第1種住居地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	建築基準法22条指定区域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域, 日影規制(5h/3h), 景観計画区域
画 地 条 件	規 模	100.89㎡
	形 状	略台形
	間 口 ・ 奥 行	間口約5m(南側)・奥行約18.4m(西側)
	高 低 差 等	平坦地
接面道路の状況	南 側	幅員約4.8m舗装市道(法42-1-1号道路)に概ね等高に接面。
	接 道 状 況	中間画地
土地の利用状況等	現 況	作業場・居宅の敷地
	東 側	共同住宅
	西 側	住宅
	南 側	道路
	北 側	住宅
供給処理施設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	あり
	下 水 道	あり
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

土 壌 汚 染 等	土地の閉鎖登記簿，土壤汚染対策法等，特定施設に係る公的資料調査において，目的土地には特定施設等の指定はない。しかし，昭和45年・同55年の住宅地図の資料調査によると，昭和45年，同55年当時の住宅地図では目的土地の東側隣接地に，「オーケーハム羽曳野工場，オーケーハム食品，オーケーハム本社」といった工場等事業所名の記載が見られた。また，担当課によると，目的土地の東側隣接地には過去に下水道法上の特定施設使用届出書(2号ハ，湯煮施設2基)が提出されていたことから，目的土地の土壤汚染の可能性を完全には否定できないと判断した。なお，土壤汚染の有無，内容について確実な情報を得るには，土壤汚染調査会社による調査を要する。
特 記 事 項	・目的土地の南東付近の隣地上にゴミ置場がある。

以下余白

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存等 耐用年数等	建築年月日 （登記記載）昭和45年2月5日 新築 経過年数 約55年 経済的残存耐用年数 約0年	
仕 様	構 造 木造 屋 根 スレート葺 外 壁 モルタルほか 内 壁 板張り・繊維壁ほか 天 井 吸音ボード・板張りほか 床 板張り・畳ほか 設 備 電気・ガス・給排水設備 そ の 他 特になし	
床面積（現況）	延 69.55㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 作業場・居宅 間 取 り 作業場＋3K	
品 等	やや劣る	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書に記載の通り。	
特 記 事 項	・目的建物の建築時期が古いため建築計画概要書はない。担当課で建築台帳を調査したところ、(地番)向野36番地上に6つの建築確認の履歴があったが、資料の制約から目的建物の建築確認を特定することはできなかったの、建築確認の有無は不明である。なお、これら6つの建築確認はいずれも完了検査を受けていない。 ・対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・設備等の稼働の状況を確認したものではない。また、設備等の正確な所有関係やリース関係等是不詳である。 ・室内には家財道具や作業台・マシン・仏壇等の動産類が多数存しており、損傷の程度を確認できなかった部分がある。 ・外壁の所々に亀裂の補修跡があり、2階各和室の天井に雨漏り跡のシミがあり、壁の所々に亀裂や畳の浮き沈みがある。また、2階南側和室の壁の損傷、2階北側和室の襖に取手の欠損があるほか、2階のほぼ全般にわたりわずかに傾きがあるように感じられるなど経年とも相まって全体的に劣化・老朽化が進んでいる。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	33,900	0.99	100.89	0.50	1,693,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 羽曳野－17

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $65,800 \text{ 円/㎡} \times 100 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 194 \rightleftharpoons 33,900 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正:公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差 :	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	1.00	0.97	2.00	1.00	1.94

イ 個別格差 :	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.04	1.00	0.95	1.00	0.99

接面・方位 : 方位1.04

形状: 略台形であるほか間口がやや狭い点も考慮0.95

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 老朽化が進む建物の現状や建物と敷地との適応の状態等を考慮し、－50%が適切と判断した。

② 物件2（建 物）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
2	180,000	69.55	0.04	501,000

ウ 現価率

経過年数 約55年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

現価率＝{残価率5%＋(1-0.05)×経済的残存耐用年数0年／(経過年数55年＋経済的残存耐用年数0年)}×(1-0.3)≒0.04

※観察減価は，目的建物の現状や中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ(ア×イ)
1	1,693,000	0.50	法定地上権	847,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ[(ア+イ)×ウ×エ×オ×カ]
1	1,693,000	-847,000		0.99	0.70		590,000
2	501,000	+847,000	1.00	0.99	0.70	0	930,000
一括価格 (合計)							1,520,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

目的土地について土壌汚染の可能性を否定できない。専門家によるサンプル調査等によらなければこれを確定できないが、実際の土壌汚染の存否にかかわらず、そのリスクにより市場性の減退が認められる。よって、これらの要因を考慮して、上記の通り市場性修正を行うことが妥当と判断した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他控除減価(敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示【羽曳野－17】

所 在 : 羽曳野市伊賀2丁目504番6「伊賀2-4-3」
価 格 : 65,800円／㎡
位 置 : 近鉄南大阪線「藤井寺」駅 南西方 約1.6km(道路距離)
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 298㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 北4.1m府道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域(建ぺい率60%, 容積率200%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅の多い既成住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1	1,768,803 円
物件2	570,000 円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 間取図(概略)

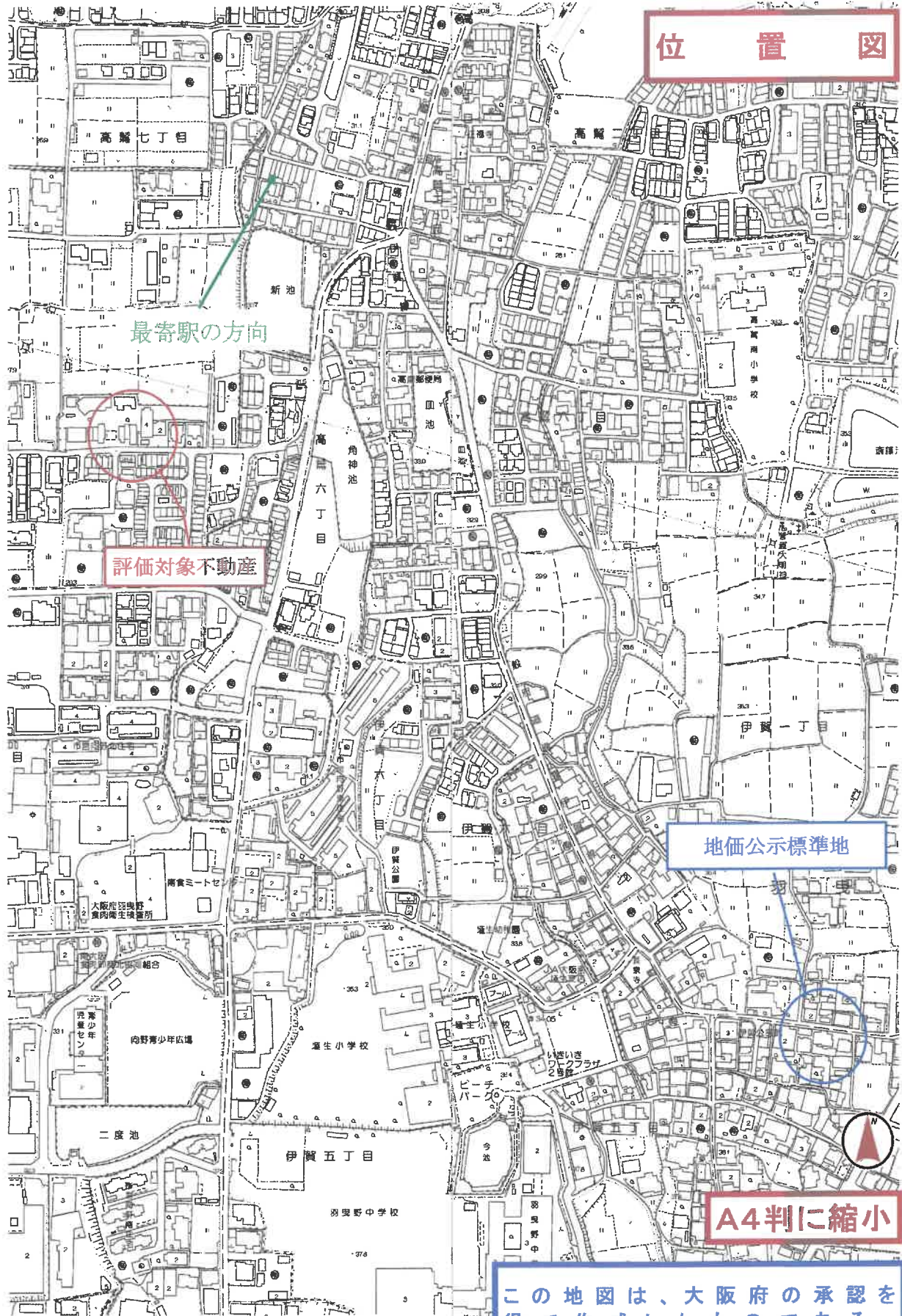
以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 羽曳野市向野一丁目 |
| | 地 番 | 36番11 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 100.89平方メートル |
| 2 | 所 在 | 羽曳野市向野一丁目36番地11 |
| | 家屋 番号 | 36番11 |
| | 種 類 | 作業場・居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 46.37平方メートル
2階 23.18平方メートル |



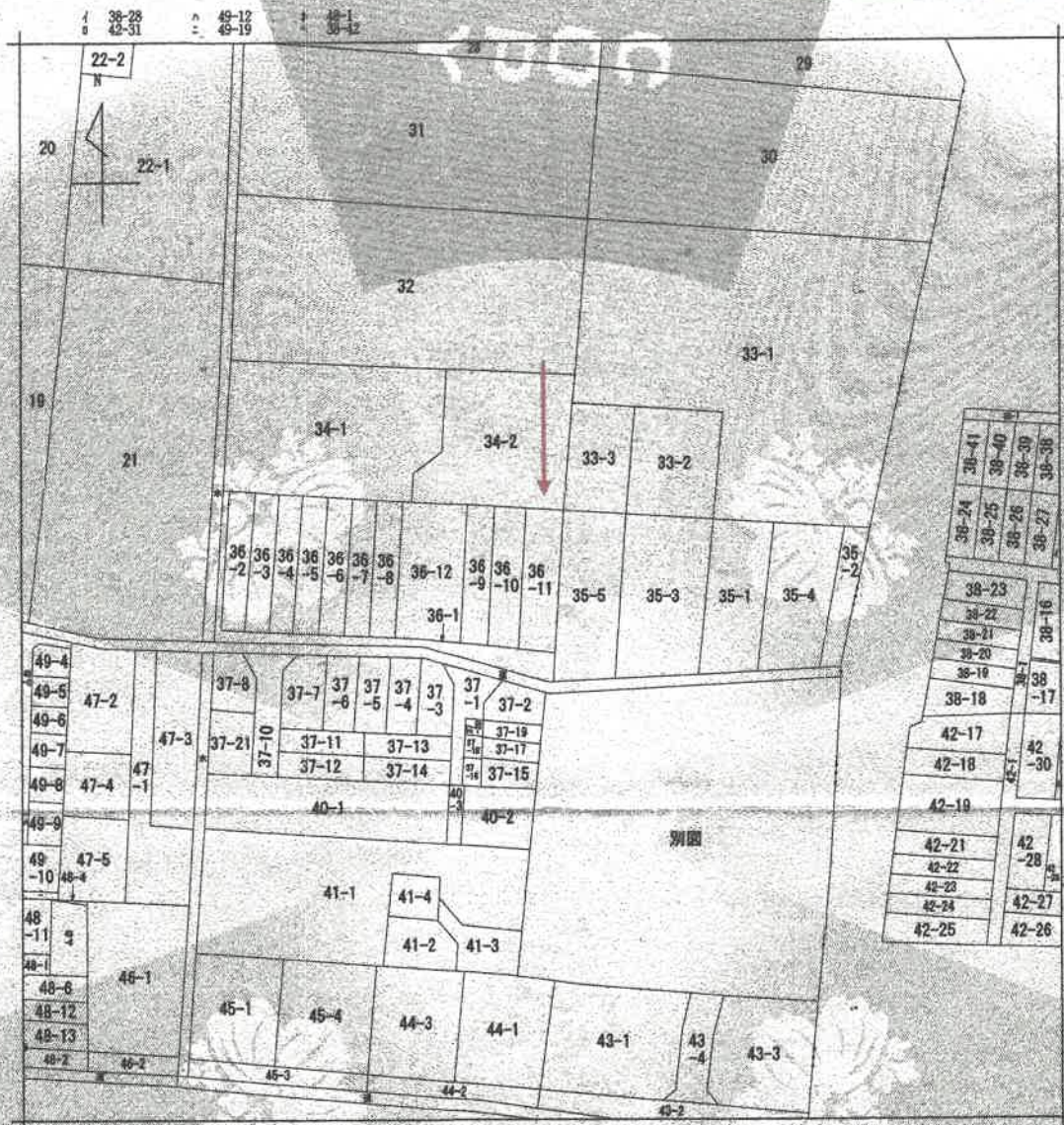
位置図



地価公示標準地

A4判に縮小

この地図は、大阪府の承認を得て作成したものである。
承認番号；平成17総計第1995号



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	羽曳野市向野一丁目				地番	36番11		
出力 縮尺	縮尺不明	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成 年月日				備付 年月日 (原図)			補記 事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月24日
大阪法務局富田林支局
登記官

請求番号：39-1

(1/1)

登記年月日：昭和45年2月9日

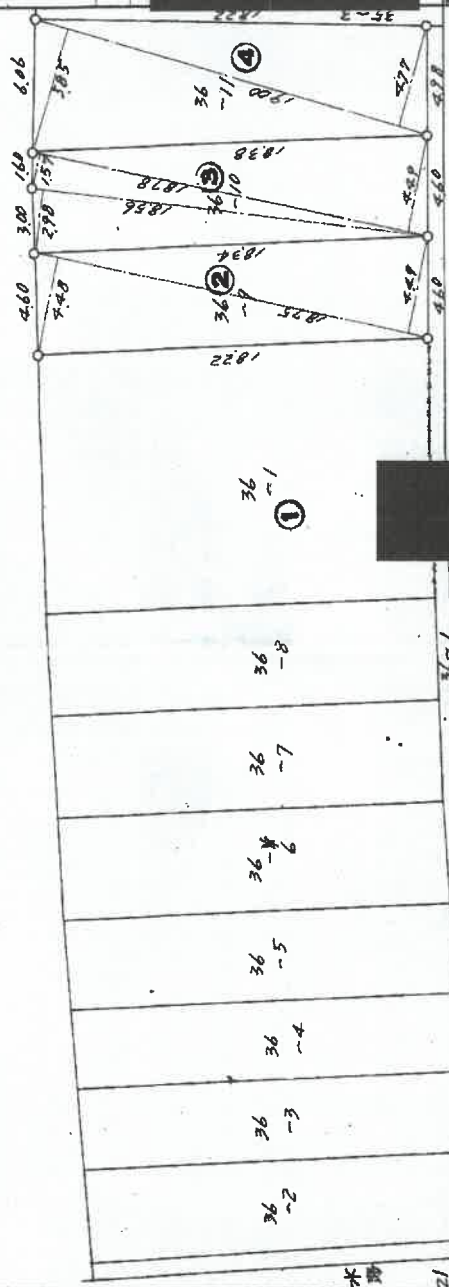
新 36-1 0038922

地番 36.10 36.9 36.11 36-1
土地の所在 新潟県新井市佐和田

佐和田市佐和田 34

地積測量図

作製年月日 昭和45年2月5日
作製者
申請人



登記年月日：昭和45年3月15日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年 月 日 大塚市建設部建築課

0545938

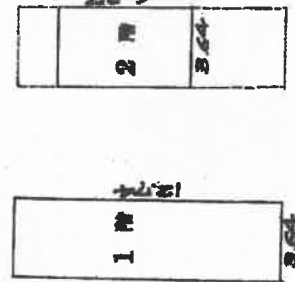
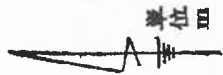
家屋番号	36-11
建物の所在	大塚市向原36番地11

建 物 階 面 図
建 物 階 面 図

5.453.5.

36-11

作 業 年 月 日	作 業 者
昭和45年2月18日	大塚市建設部



求積表 1 階

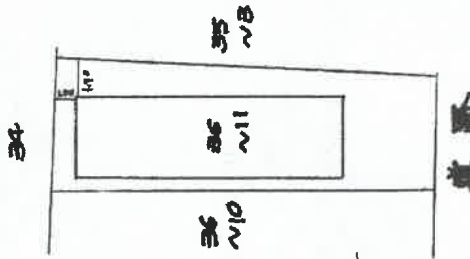
$$3.64 \times 12.74 = 46.5796$$

$$46.5796$$

2 階

$$3.64 \times 6.37 = 23.1868$$

$$23.1868$$



縮 尺	1/300	1/200
-----	-------	-------

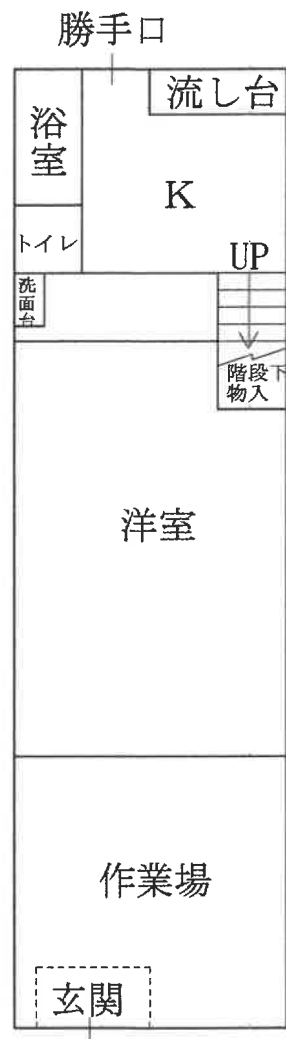
(全長200mm)

A4判に縮小

測尺番号：5-3

間取図（概略） 令和7年（ケ）第21号

1 階



2 階

